

同時発表：関東運輸局

令和8年6月30日  
物流・自動車局 旅客課

## 横浜市路線バスの上限運賃変更に関する意見募集を実施します。

横浜市より、道路運送法第9条第1項に基づき、路線バスの上限運賃の変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くために、別紙意見公募要領にてご意見を募集します。

### 1. 運賃改定の申請概要について

#### (1) 申請日

令和8年6月26日（金）

#### (2) 申請事業者

横浜市（横浜市中区本町6丁目50番地の10）

#### (3) 申請対象路線

横浜市が運行する全路線

#### (4) 主な申請内容（現行・申請運賃額）

220円（均一制運賃）→ 270円（均一制運賃）

平均改定率：15.75%

（※実施運賃は240円の設定を予定）

#### (5) 実施予定日

令和9年1月

### 2. 乗合バスの運賃及び料金の認可について

乗合バスの運賃・料金は、道路運送法第9条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。認可にあたっては、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされています。

### 3. 意見募集の意見提出について

別紙意見公募要領を確認のうえ、ご意見を提出願います。

#### 【連絡先】

物流・自動車局 旅客課 木村、種山

TEL:03-5253-8111（内線41204、41233）